

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 総務課

会 議 の 名 称	茅野市公の施設指定管理者選定審査会		
開 催 日 時	令和 7 年 5 月 7 日（水） 午後 6 時～午後 7 時 50 分		
開 催 場 所	茅野市役所 705 会議室		
出 席 者	【審査会】金子好成会長、久保吉人副会長、吉田昭裕委員、伊藤孝委員、小泉弘人委員、柿澤圭一委員 【事務局】森井総務部長、矢島総務課長、朝倉行政係長、平田行政係主任 【施設所管課】黒澤都市建設部長、立石都市計画課長、宮崎都市計画係長、長谷川都市計画係主査		
欠 席 者			
公開・非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開	傍 聴 者 の 数	0 人
議題及び会議結果			
発言者	協議内容・発言内容（概要）		
事務局	1 開会 本日はお忙しいところ茅野市公の施設指定管理者選定審査会にご出席いただきありがとうございます。本日の会議の進行をさせていただきます、総務課長の矢島と申します。よろしく願いいたします。最初にご報告をさせていただきますと思います。 資料の委員名簿の下から 2 つ目、女性分野の委員さんですが、まだ選考中ということで決定しておりませんので、本日は欠席となっております、よろしく願いしたいと思います。それでは、ただいまから、茅野市公の施設指定管理者選定審査会を開会いたします。よろしく願いいたします。 2 委嘱書交付 茅野市公の施設指定管理者選定審査会の委員の皆様方には、本日から 2 年間の任期ということでお願いをしております。ここで委嘱書の交付を行いたいと思います。 本来であれば市長から皆様方に委嘱書を交付するところではございますが、本日公務により不在となりますので、副市長の方から委員の皆様方のところを回りまして、委嘱書を交付したいと思いますので、よろしく願いいたします。 【副市長から委員に委嘱書の交付を行う。】 3 副市長挨拶 それでは続きまして、柿澤副市長よりご挨拶申し上げます。 お忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございます。また、今 2 年間の任期ということで、委嘱をさせていただきました。どうかよろしくお願いいたします。 継続の委員さん方もおいでになりますけれども改めてこの指定管理者制度について若干触れさせていただきます。平成 15 年の自治法の改正によりこの制度ができました。当時、国は小さな政府を目指していて官から民間へ		
事務局			
事務局			
事務局			
柿澤副市長			

	ということが大きなスローガンだったわけですけどそういう流れの中で、行政が直接経営する、そういった公の施設を民間に開放していく、そういう流れです。 当時は業務委託で審議権限があって一部公の施設の管理を業務委託していたわけですけども、様々な市長の権限を民間に委任するような形で、裁量を持たしてそして民間が公共施設を運営できる仕組みにしました。 契約期間の中で少し長いスパンをもって、民間の考え方を運営できるような制度になっておりますので、茅野市は今 11 の施設で指定管理者を導入していますけれども、新たにベルビアにまた指定管理者制度を導入して公の施設を運営していきたいというものが出て参りました。 今日そういった要項を見ていただいて、また審査をお願いしていくことになります。 特に指定管理者の場合は民間に市長の権限を委任しているような形になりますので、民間にということで例えば、収支計画がどうなのか、あるいはその勤務条件といいますか労働条件が指定管理者ということで民間に投げることによって逆に、効果性じゃないですけど、やっぱり労働条件が悪くなって、様々な角度から、この指定管理者制度が正しく適正に運営できるよということ、委員の皆様方から様々なご意見をいただいて、より良い制度として運営していきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いします。
事務局	任期の新たなスタートということで、恐れ入りますが自己紹介をお願いしたいと存じます。金子委員さんからこの審査会の名簿の掲載順に沿いまして、自己紹介いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。 【自席にて委員が自己紹介を行う。】
事務局	ありがとうございました。それでは、この審査会の会長さんが決まるまでの間、柿澤副市長が議事を進めさせていただきます。
柿澤副市長	4 会長及び副会長の互選について それでは、会長が決まるまでの間、私の方で進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 条例によりまして、この審査会に会長及び副会長を、それぞれ 1 名置いて、委員が互選するということになっております。委員の方々からご意見ありましたら、お出しいただければと思います。よろしくお願いします。 (特に意見は出なかった)
柿澤副市長	ご意見が出ないようなので、事務局の方に腹案があれば発表してもらいたいと思います。
事務局	前回の審査会では、会長に商工会議所の会頭、副会長には公立諏訪東京理科大学の教授が互選されておりますので、参考にしていただけたらと思います。

柿澤副市長	ただいま事務局から前回、会長に商工会議所の会頭さん、それから副会長に公立諏訪東京理科大学の先生からということで説明がありましたけれども、前例に従って、今回会長に金子委員さん、副会長に久保委員さんをお願いするというのでよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり。)
柿澤副市長	それでは会長に金子委員さん副会長に久保委員さんということで決定しましたのでよろしくお願いいたします。 ではここから議事進行を会長さんをお願いしたいと思います。 お2人は前に会長副会長席がありますので、恐れ入りますがご移動いただいて、会長さん、副会長さん、就任のご挨拶をいただいてから、議事をお願いできればと思います。
会長	先ほど会長に就任いたしました金子でございます。 審査会の方、スムーズに、また今回の案件に関しては、新しい方法だということで、委員の皆さんの活発な意見をよろしくお願いいたします。
副会長	改めまして久保でございます。先ほど副会長の推薦、またご承認いただきましてありがとうございます。 引き続き会長を支えて、議事進行に努めて参りますどうぞよろしくお願いいたします。
会長	5 審議会等の会議の公開について それでは、ここからは条例に従い、私が議事を進めさせていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。 それでは次第の5「審議会等の会議の公開について」を事務局から説明をお願いいたします。
事務局	審議会等の会議の公開について、資料で説明
会長	ただいま説明がありましたように、指定管理者を公募する場合における募集要項の審査であり、審議状況を公開することにより当該事務または事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずる恐れがあるため非公開ということになると思いますがそれでよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり。)
会長	それでは、本日の会議は非公開といたします。 審査事項6に入る前に事務局から説明がありますのでお願いいたします。
事務局	茅野市公の施設指定管理者選定審査会について、改めて説明をさせていただきます。 お手元にフローチャート、本日配らせていただいたものですがよろしいでしょうか。 まず、公の施設につきましては、地方自治法第244条におきまして、「普通

	地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設」と規定されておりまして、例えば茅野市でいけば、茅野市民館、あるいは温泉施設等が該当していきます。 指定管理者制度とは、自治体の指定を受けた指定管理者が自治体に代わって、公の施設の維持管理を行うことを言います。 また、本日開催の茅野市公の施設指定管理者選定審査会についてですが、茅野市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 14 条の規定に基づき設置する市長の諮問機関です。その役割は、指定管理者の候補者を選定するときは、この選定審査会の意見を聴かなければならないと規定をされております。 具体的には、公募をする前に、募集要項を審査していただき、そして事業者を公募した後は、応募してきた候補者の中から、1 社を選定していただくというようになります。 公募により選定する際の流れについてですが、お手元のフローチャートご覧いただきまして、募集要項の審査と決定、それから候補者の審査と決定というような流れになっております。 今回は、この公募する際の募集要項を審査会に諮らせていただきまして、公募することとさせていただいております。 本日、皆様にお集まりいただき、審査会を開催していただいておりますのでよろしくお願いします。 なお、今後のスケジュールにつきましては、この審査会で募集要項を承認いただきましたら、公募を実施し、提出された書類等を、庁内の選定委員会である茅野市指定管理者選考委員会において審査を行います。 その結果を付して本審議会を再度開催させていただきまして、そこで改めて候補者の選定についてご審議いただき、最終的に決定した指定管理者について、茅野市議会に議案として提出する流れとなっております。 本日の審査会では、指定管理者を新たに指定する（仮称）茅野駅前にぎわい交流拠点施設の公募に関する募集要項等をご審議いただきたいと思います。
会長	今回このフローチャートの募集要項の決定ということを審議していただくということです。 ただいまの説明に対しまして、ご意見ご質問ございますでしょうか。 （意見等は出されなかった。）
会長	6 審査事項 【非公開情報に該当するため、会議録も非公開とします。】
会長	それでは、「（仮称）茅野駅前にぎわい交流拠点施設の指定管理者募集要項について」について了承するということでよろしいでしょうか。 （「異議なし」との声あり。）

会長	それでは了承したということで決定いたします。
会長	7 その他 続きまして、次第の7「その他」ということで、何かご意見やご質問等がありましたら、お願いします。事務局から何かございますか。
事務局	事務局から2つお願いをいたします。 まず1つ目ですけれども今後のスケジュールになります。 本日、要項の審査をいただいた施設の候補者の選定につきまして、資料の中にありました通り、今後公募で応募者を募集させていただきまして、庁内での仮候補者の選考を経てですね、改めまして選定審査会の方は7月中旬をめどに予定したいと考えております。 委員の皆様には日程調整をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。 その後、来年の3月の市議会に議案を提出する予定となります。 また、これと別に市では今、行財政改革の方を進めておりまして、その議論の中で、指定管理者の選定がまた別で必要になった場合にはですね、改めて審議会の開催をお願いする可能性もありますので、その際は、ご協力の方よろしく願いいたします。 続いて2つ目になります。 委員の皆様への今後の会議資料の共有のあり方についてのご相談になります。 今回は資料の方、紙に印刷してご用意させていただきました。 現在市の方では、紙から電子データへの転換を可能なところから進めているところでございます。 この審議会においても、委員の皆様、一人一人のご理解をいただきながら、今後は電子データの活用を進めていきたいと考えているところであります。 もし皆様のご理解がいただけた場合には、具体的には、次回の審議会におきましては、施設の候補者についてのご審議をいただくこととなりますが、その際には、事前にお送りする資料の方、PDF等の電子ファイル等にして、電子メールで、お申し出いただいたメールアドレスの方に送信させていただけたら、ありがたいなと思っているところであります。 審議会当日に追加資料等があった場合には、事前資料を含めて市の方でタブレット、パソコンを用意して、データでご確認いただく形を予定していけたらなあと考えているところであります。 ただし電子データの利用希望されない方もいらっしゃるかと思いますので、その際には、今回と同様に紙の資料をご用意させていただくことも考えていきたいと思っております。 なお注意点になりますが、委員の皆様につきましては、職務上知りえた秘密は漏らしてはならないという定めになっていますので、審査会で知りえた資料や情報については、外部に漏らすことのないよう、ご注意をお願いしたいと思います。
会長	それでは以上で予定された案件が終了しましたので、本日の審査会を閉会させていただきます。 ご協力ありがとうございました。

